

横浜市週休2日制確保モデル工事実施要領

制 定 平成29年6月26日

一部改正 令和2年1月1日

(趣旨)

第1条 本要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。ただし、港湾局発注の土木工事に関しては、別に定める。

(工事現場における週休2日制)

第2条 工事現場における週休2日制とは、一週間のうち2休日（現場の休工日）とすることをいう。ここでいう一週間とは月曜日から日曜日までとし、7日に満たない週は達成率の計算に含めない。ただし、年末年始及び夏季休暇は休日の対象としない。

- 2 天候や緊急対応等により、休日予定日を変更する場合は監督員に連絡する。なお、休日予定日に作業を行う場合は、当該休日予定日の前後14日以内に振替休日を取得することとする。
- 3 実施期間は、現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から、工事完成届の提出日までとする。

(発注者指定型モデル工事実施の選択)

第3条 請負人は、モデル工事実施に同意・不同意を選択できるものとし、実施の同意・不同意について、様式1（週休2日制確保モデル工事実施同意（不同意）届（変更届））により、施工計画書とあわせて監督員に届ける。なお、不同意を選択した場合であっても工事成績評定で減点はしない。

- 2 請負人は、モデル工事実施に同意を選択した場合であっても、様式1（週休2日制確保モデル工事実施同意（不同意）届（変更届））を監督員に提出することにより、不同意に選択を変更することができる。なお、不同意に変更した場合であっても工事成績評定で減点はしない。

(受注者希望型モデル工事実施の選択)

第4条 請負人は、週休2日制除外工事を除き、週休2日制確保モデル工事の適用について、監督員に協議することができる。協議に際しては、様式2（週休2日制確保モデル工事適用協議書（変更届））により、施工計画書とあわせて監督員に届ける。

- 2 請負人は、週休2日制確保モデル工事の適用を受けた場合であっても、様式2（週休2日制確保モデル工事適用協議書（変更届））を監督員に提出することにより、適用外に変更すること

ができる。なお、適用外に変更した場合であっても工事成績評定で減点はしない。

(モデル工事の取組内容)

第5条 請負人は、契約した工期の中で週休2日を確保する。週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

2 請負人は、様式3(休日取得計画・実績書)を、当月の休日取得計画については前月月末までに、前月の休日取得実績については当月の16日までに監督員に提出する。ただし、最初の休日取得計画は現場着工日前に提出するものとする。

3 請負人は、モデル工事である旨を公衆の見易い場所に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制確保モデル工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。

発注者：横浜市〇〇局

請負人：〇〇〇建設㈱

4 請負人は、当該月の様式3(休日取得計画・実績書)を公衆の見易い場所に掲示する。大きさはA3サイズ以上とする。

(週休2日の実施確認)

第6条 請負人は、第5条第2項に規定する様式3(休日取得計画・実績書)の提出及び作業日報の提示により、監督員の確認を受ける。

(工事成績評定への反映)

第7条 週休2日実施の確認は週単位で行うこととし、工事完了後に監督員がまとめて行う。

2 確認により、週休2日の達成率が75%以上となった場合は、工事成績評定で加点(1点)する。また、50%以上となった場合は、工事成績評定で加点(0.5点)する。一方、達成率が50%未満となった場合や、実施しなかった場合は、週休2日に関する評価(加点及び減点)は行わない。

ここでいう達成率は、現場着工日(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日)から、工事完成届の提出日までの期間において、1週間を1単位とし、次の式により算定する。また、1週間とは月曜日から日曜日までとし、7日に満たない週は達成率の計算に含めない。

なお、達成率は小数点以下第1位を四捨五入して整数とする。

$$\text{達成率（\%）} = \frac{\text{（週休2日を実施した単位数）}}{\text{（期間内の総単位数）}} \times 100$$

（請負金額への反映）

第8条 第6条の確認により、週休2日の達成率が100%、75%以上及び50%以上となった場合は、別紙のとおり増額補正を行う。

（アンケート及び実施確認書）

第9条 請負人は、第3条に規定する発注者指定型モデル工事については実施・未実施にかかわらず、及び、第4条に規定する受注者希望型モデル工事の適用工事について、工事完成届提出後7日以内（土、日、祝日を含む）にアンケートを監督員へ提出する。

2 請負人は、週休2日の達成率が50%以上となった場合は、実施確認書の発行を求めることができる。請負人は、アンケートとともに実施確認書を監督員へ提出し、監督員の確認を受ける。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年7月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年8月25日から施行し、施行日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、設計書適用年版が平成31年4月1日基準の工事から適用する。

（施行期日）

1 この要領は、令和2年1月1日から施行し、令和2年4月1日以降に工事着手する工事から適用する。

ただし、それ以前に着手した工事のうち施行日以降に契約した工事名に（ゼロ市工事）を含む工事についても適用とする。

週休2日制確保モデル工事の実施に伴う増額補正について

1 土木積算体系を用いた工事

土木積算体系を用いた工事については、達成率に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

達成率	100%	75%以上	50%以上
国土交通省通達※ の休日率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

「土木工事標準単価」については、「4週8休以上」は「達成率100%」、「4週7休以上4週8休未満」は「達成率75%以上」、「4週6休以上4週7休未満」は「達成率50%以上」と読み替えて、補正を適用した単価を計上する。

※「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（国地契第72号、国官技第446号平成31年3月29日）

2 建築積算体系を用いた工事

建築積算体系を用いた工事については、達成率に応じて、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」（国営積第20号平成30年3月20日）「2. 単価の補正方法等」を準用し、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。ただし、「4週8休以上」は「達成率100%」、「4週7休以上4週8休未満」は「達成率75%以上」、「4週6休以上4週7休未満」は「達成率50%以上」と読み替えるものとする。

3 港湾土木請負工事積算基準を適用した工事

港湾土木請負工事積算基準の間接工事費率を適用した工事の補正については、別に定める。

また、港湾土木請負工事積算基準以外の間接工事費率を適用した工事において、港湾土木請負工事積算基準の歩掛等を適用した場合、当該歩掛等の補正に関しては、別に定める。

(様式1)

令和 年 月 日

(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

印

週休2日制確保モデル工事実施同意 (不同意) 届 (変更届)

週休2日制確保モデル工事の実施について次のとおり回答します。

工事件名	
モデル工事の実施	同意します ・ 同意しません*

※いずれかに○印をしてください。

総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員

(様式2)

令和 年 月 日

(工事監督課・事務所)

請負人(社名)

現場代理人氏名

印

週休2日制確保モデル工事適用協議書(変更届)

週休2日制確保モデル工事の適用について、協議・変更します。

工事件名	
------	--

(工事監督課・事務所 記入)

上記協議について回答します。(協議時のみ)

モデル工事の適用	同意します ・ 同意しません*
----------	-----------------

※いずれかに○印をしてください。

(不同意理由(不同意の場合に記入))

総括監督員	主任監督員	担当監督員

(様式3)

休日取得計画・実績書

発注者名	
工事件名	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請負人名	

令和 年 月

提出・揭示日 令和 年 月 日

日	曜日	休日取得 計画	休日取得 実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

(注) 備考には、着工日、休日振替日を記入して下さい。